

令和7年12月25日
報道発表資料
川崎市交通局

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	交通局
職 名	事務職員
職 位	担当係長
年 齢	35歳
性 別	男性
処分内容	免職
処分理由	<p>当該職員は、令和7年2月7日午後10時頃、酒気を帶び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、川崎区内の道路において普通乗用自動車を運転し、当該日時及び場所において自車を道路左側歩道上の街路樹に衝突させ、同街路樹を損壊する交通事故を起こしたにもかかわらず、当該交通事故発生の日時及び場所等、法律の定める事項を警察官に報告せず、自宅まで自車の運転を継続した（以下「本件事案」という。）。</p> <p>本件事案について、当該職員は、道路交通法違反（酒気帶び運転及び報告義務違反）により、令和7年7月22日に起訴され、同月25日、罰金55万円の略式命令を受け、また、同年9月24日に運転免許取消処分を受けた。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処 分 者	川崎市交通局長
処 分 日	令和7年12月25日

<問合せ先> 川崎市交通局企画管理部職員課 石井
電話 044-200-3202